

## 放課後等デイサービス 料金表 (基本額)

平成28年4月1日改定

□ 児童福祉法に基づく障害児通所支援給付等対象サービスに関する利用料金  
 ( )内は利用者1割相当額を円に換算して表示したものです。ただし小数点以下は切り上げとなり、  
 1ヶ月の合計単位数での算出となる為、誤差がでます。

\* 1回ご利用する毎にかかる費用です。(基本)

項目	内容	サービス1回あたりの単位数(料金)
児童発達支援事業	定員10人以下	620単位/日(679円)+12単位(13円)
放課後等デイサービス 授業終了後に行う場合		473単位/日(518円)+9単位(9円)
放課後等デイサービス 休業日に行う場合		611単位/日(669円)+12単位(13円)
1割相当額分の計算方法	1ヶ月のサービス合計単位数×10.96円×10% *10.96円は横浜市の地域加算	

休業日の定義：休業日とは公立学校においては国民の休日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日とされています。

\*児童が学校を休んだ場合でも学校での授業が行われている場合は授業終了後の単位となります。

\*基本料金と合わせ、1回ご利用する毎にかかる費用です。

サービスの質の確保を図る観点から、事業所が児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合に評価対象となる報酬単位です。

項目	内容	サービス1回あたりの単位数(料金)
2 有資格者配置	配置基準である常勤1、常勤1又は非常勤1の2名配置のうち、どちらか1名が児童指導員である場合	・基本へ記載 9単位(9円) 12単位(13円)
3 指導員加配加算	常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行なう等支援強化を図るために算定を必要とする従業者の員数に加え、指導員を常勤換算上1以上配置している場合。 必要とする従業者の員数は定員10人以下に対して2以上、定員5人増えるごとに1人追加される。  *児童指導員の配置又は指導員の配置か否かにより単位が変わる。	・児童指導員等の場合 195単位/日 (213円)  ・指導員の場合 183単位/日 (200円)
4 児童発達支援管理責任者専任加算	児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合 *管理者との兼務の場合は加算の対象とされる	205単位/日 (224円)
1割相当額分の計算方法	1ヶ月のサービス合計単位数×10.96円×10% *10.96円は横浜市の地域加算	

上記費用を合計し、1回ご利用する毎にかかる費用は **約 964(授業有)** **約 1,119(授業無)** 円です。

\*その他、サービスをご利用の場合には加算が生じます。(裏面記載)